

株式会社TERRA

第3回無担保社債（10年債）募集要項

1.	会社の商号	株式会社TERRA
2.	事業内容	太陽光パネルの下で耕作を行う環境配慮型の再生可能エネルギー発電施設（ソーラーシェアリング）の企画・施工・運営・導入支援を主として行っている。
3.	資金使途	エチオピアに営農型太陽光発電を導入し、エネルギーと作物の自給を支援する
4.	社債募集総額	金4,900万円 なお、社債応募額が社債募集総額に達しないときは、社債応募額をもって社債の総額とする。
5.	社債の種類	第3回利付無担保社債とする。ただし、債券不発行
6.	1口あたりの社債の金額	金100万円
7.	社債の利率	年2.50% 毎年2.5%の利払い
8.	発行価額	額面どおり
9.	償還金額	額面どおり
10.	社債償還の方法及び期限	元金は 2036年4月1日 にその全額を償還する。
11.	利息支払いの方法及び期限	利息は毎年3月1日 に年1回経過分を支払う。 利息は、発行日の翌日から償還期日または解約日まで発生する。ただし、1年に満たないときは日割り計算とする。 償還期日後または解約日後に利息はつけない。
12.	中途解約の方法	社債権者は、所有の社債の全部を両者合意した場合に解約できるものとする。
13.	第三者譲渡の方法及び譲渡制限	社債権者は、満期日前に所有の社債全部を第三者に売却譲渡する場合は、社債発行者の承諾を受けるものとする。ただし、一括譲渡以外の譲渡は認められない。譲渡価格は利息の付される経過期間を考慮して当事者間の合意によって決定するものとする。ただし、名義書換手数料として金10,000円（消費税抜）を申し受ける。
14.	元利金支払方法	株式会社TERRAより社債購入者へ現金振込み
15.	社債元利金請求権	社債の償還請求権は、権利を行使できるときより10年を経

の時効	過するとき時効によって消滅する。利息の請求権は5年を経過するとき時効によって消滅する。
16. 申込期間	2025年12月24日 より 2026年3月30日 までとする。ただし、申込額が募集額に達したときは期間中であっても、申込みを締め切ることができる。
17. 募集方法	直接募集及び自社ホームページによる公募。ただし、応募金額に関し、募集金額に対して過不足が生じた場合、適宜募集金額を決定する。
18. 払込期日	2026年3月31日
19. 振込銀行	千葉銀行 八日市場支店 普通預金 3487999 (カ)テラ
20. 発行日	2026年4月1日
21. 申込取扱場所	千葉県匝瑳市飯塚1062 株式会社TERRA

株式会社TERRA
代表取締役 東 光弘

■本債券の主なリスク

- 本債券は、市場で取引されない円貨建て債券であり、証券会社での店頭取引も予定されていないため、償還日より前に換金する場合には、相対取引での譲渡となりますので、流動性(換金性)が著しく低く、譲渡することができない可能性があります。
- 債券発行者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。
- 本債券は、無担保・無保証です。